

地域内流通体制確立事業費補助金交付要領

制 定 令和5(2023)年4月10日 生振第55号
一部改正 令和7(2025)年4月1日 生振第69号
一部改正 令和8(2026)年4月1日 生振第181号

(趣旨)

第1条 県の交付する地域内流通体制確立事業については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 地域内流通体制確立事業の名称、目的、交付の対象である事業の内容、その補助率及び事業実施主体は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
地域内流通体制確立事業費補助金	地域内流通体制確立事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1号	1	事業計画書	様式1～2	1	農業振興事務所長が別に定める日
				収支予算書	様式1別添	1	

2 前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、農業振興事務所長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、農業振興事務所長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに農業振興事務所長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 農業振興事務所長は、前各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、別表に掲げる変更以外の変更とする。

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく農業振興事務所長の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（様式3）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して1部を農業振興事務所長に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに、規則の別記様式第2により農業振興事務所に提出しなければならない。ただし、規則の別記様式第4により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、農業振興事務所長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
地域内流通体制確立事業費補助金	地域内流通体制確立事業実績報告書	規則の別記様式第2	1	事業実績書 収支精算書	様式1～2 様式1別添	1	農業振興事務所長が別に定める日

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式5により速やかに農業振興事務所宛てに、報告するとともに農業振興事務所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
地域内流通体制確立事業費補助金	地域内流通体制確立事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	交付決定書の写し 額の確定通知書の写し	1	農業振興事務所長が別に定める日

(帳簿の備付等)

第10条 規則第23条に定める帳簿及び証拠書類の保管の期間は補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合には財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(財産処分の制限期間)

第11条 規則第24条第1項ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産については、総務大臣が別に定める期間）とする。

(財産処分を制限する機械及び器具)

第 12 条 規則第 24 条第 1 項第 2 号の規定による財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

(その他)

第 13 条 この要領のほか、この事業の実施につき必要な事項については、別に知事が定めるものとする。

附 則(令和 5 (2023) 年 4 月 10 日 生振第 55 号)

- 1 この要領は、令和 5 (2023) 年度分の補助金から適用する。

附 則 (令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 生振第 69 号)

- 1 この要領は、令和 7 (2025) 年度分の補助金から適用する。
- 2 改正前の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和 8 (2026) 年 月 日 生振第 号)

- 1 この要領は、令和 8 (2026) 年度分の補助金から適用する。
- 2 改正前の規定に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 この要領は、令和 11 (2029) 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。ただし、同日までに交付決定された補助金については、同日後もなおその効力を有する。